

3月ニュース

2026年4月1日より規制対象物質が追加されます。

職場における

労働者が安全に働くために

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1・・・国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加

※2・・・厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象

※3・・・皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます
ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



SDS及び作業現場の確認



リスクアセスメントの実施

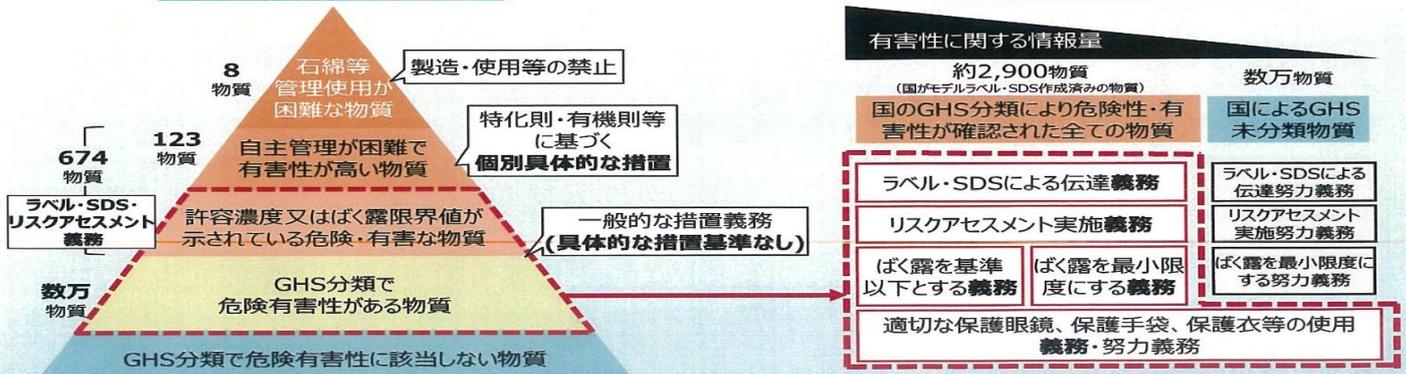


リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制

見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

2. 規制対象物質(例): 順次追加

既存義務対象物		ラベル、SDS通知義務対象物	
		2026年4月から	
アセトン	軽油	アセチレン	窒素(高圧のガスの状態のものに限る)
アンモニア	N,N-ジメチルホルムアミド	アルゴン(高圧のガスの状態のものに限る)	二酸化炭素
一酸化炭素	水酸化ナトリウム	エタン	プロパン
一酸化窒素	灯油	酸素(高圧のガスの状態のものに限る)	ヘリウム(高圧のガスの状態のものに限る)
一酸化二窒素	トルエン	三弗化窒素	メタン
エタノール	二酸化窒素	ジシラン	六フッ化硫黄
エチレン	ブタン	水素	等
エチレンオキシド	フッ化水素		
塩化水素	ヘキサン		
オゾン	ベンゼン		
ガソリン	硫化水素		
キシレン	等		

※厚生労働省リーフレット、及び、JIMGAリーフレット抜粋掲載

《詳しくは弊社担当者までご連絡下さい。》

気仙沼酸素株式会社